令和５年度一関市介護保険施設等人材育成支援事業実施要領

１．事業の目的

急速な高齢化の進展といった社会情勢の変化や要介護高齢者の増加などにより、介護保険施設等で働く人材は慢性的に不足している。

本事業は、介護保険施設等において、介護業務への従事を希望する者を雇用し、働きながら介護資格を取得する機会を与え、介護人材として必要な知識や技術を習得させるとともに、育成後も継続して雇用することにより、地元への定着を図ることを目的とする。

２．事業の内容

一関市内に所在する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模ケアハウス）において、介護業務への従事を希望する者で、介護職員初任者研修を修了していない者（または、ホームヘルパー２級資格を取得していない者）を雇用し、業務に従事させながら介護職員初任者研修を受講させ、また修了するよう支援する。

さらに、介護施設等で就労する上で必要となる知識や技術を習得させ、介護人材としての専門性の基礎作りを行う。

３．実施方法

一関市内に所在する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模ケアハウス）を運営する法人等に委託して実施する。

４．実施期間

令和５年４月１日～令和６年２月 29 日

５．育成期間

６か月以内（雇用開始月を含む６か月目の月末まで）

６．委託業務の内容

（１）育成する人材の雇用【必須】

①介護業務への従事を希望する者で、介護職員初任者研修を修了していない者（または、ホームヘルパー２級資格を取得していない者）を募集し、雇用する。また、雇用契約を締結するにあたっては、本事業の目的を十分理解させること。

※雇用開始時点で、介護職員初任者研修を修了していないこと（または、ホームヘルパー２級の資格を取得していないこと）が条件となる。なお、新卒者は本事業の対象者から除外する。（本事業においては、３月に高等学校、大学等を卒業した者は、その年の 12 月 31 日までは「新卒者」とする。）

②雇用にあたってはハローワークに求人の申し込みを行うこととする。ただし、雇用者の採用にあっては、ハローワークからの応募に限らず、その他の求人票等による採用も可とする。

※ハローワークに求人申込する際、他の求人と区別するため、求人申込書の備考欄に「令和５年度一関市介護保険施設等人材育成支援事業」と記入すること。

③雇用時間は、週 30 時間以上とする。

④介護職員初任者研修の修了が必須となることから、契約期間内に研修が修了するよう育成期間を考慮し雇用すること。

⑤労働基準法等の労働関係法令を順守するとともに、雇用者について、法令の定めるところにより、社会保険等に加入し保険料を支払うこと。

（２）介護業務への従事【必須】

①雇用者を受託者の運営する介護保険施設等において、介護労働に従事させること。

②雇用者の就業時間、その他労働条件については、受入事業所の就業規則等によるものとする。

③受託者は、雇用者に対し雇用契約期間中の賃金を月払いにより支払うものとする。

（３）養成講座の受講【必須】

①受託者は、雇用者に介護職員初任者研修を受講させること。

②受託者は、雇用者が有期雇用契約期間中に研修及び資格取得が終了するよう、勤務時間の割振り等において必要な配慮を行うこと。

（４）人材の育成指導【任意】

①雇用者の資質を向上させるため、介護施設等で就労する上で必要となる、基礎的な実務知識・技能を習得させ、専門性の基礎作りを行うとともに、サービスの実践力が高められるよう、指導者を配置し育成指導すること。

②人材育成計画を作成し、計画に沿った育成指導を行うこと。

（５）育成期間終了後の雇用者への対応

①育成期間が終了した雇用者に対しては、雇用契約の継続に努め、定着を図ること。

７．委託費の上限

（１）人件費（雇用者１人につき）

①雇用者の給与（賃金）

雇用開始月を含む６か月以内の給与（賃金）分を対象とし、受託者の給与規定等に基づき支給するもの。負担割合は市が３分の２を負担する。（市が負担する額の 1,000 円未満の端数については切り捨てるものとする。）

②各種手当及び社会保険料

受託者の給与規定による通勤手当等諸手当及び社会保険料（「社会保険料」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、労災保険料及び雇用保険料をいう。）にかかる事業主負担分については委託経費として市が負担する。

※賞与は対象としない。

③１人当たりの人件費の総額は、別表委託料算定基準の給与、各種手当、社会保険料の合計金額を上限とする。

（２）研修受講費（雇用者１人につき）

介護職員初任者研修の受講料は、実費（受講料全額）分を市が負担する。

（３）その他諸経費（雇用者１人につき）

①育成指導費【任意】

雇用者を育成指導する人件費は、実費（上限５万円／月）分を市が負担する。

人件費は、雇用者への指導に要した時間に、育成指導担当者の時間単価を乗じて算出する。（指導者ごとに小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）

８．雇用する人員

雇用する人員は、１法人あたり４人を上限とし、事業予算の範囲内とする。

９．雇用者の要件

（１）介護職に関心があり、介護保険施設等で働きながら事業完了日までに介護職員初任者研修を受講し、修了する意思がある者。

（２）事業終了後も介護の仕事を継続して行う意思がある者。

10．受託者の要件

（１）一関市内で介護保険施設等を運営していること。

（２）事業終了後、育成した人材を継続雇用する意思があること。

（３）法人の役員若しくは常時契約を締結する権限を有する者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）」第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

11．事業実施の流れ

（１）受託申請

この事業の受託を希望する事業者等は、介護保険施設等人材育成支援事業受託申請書（様式第１号）を長寿社会課高齢福祉係まで提出する。

（２）受託者の決定

市は、育成予定人員（１法人あたり４人を上限とする。）を決定し、介護保険施設等人材育成支援事業決定通知書（様式２号）により通知する。

（３）契約の締結

事業予算の範囲内において、別表の委託料算定基準をもとに委託料を算出し、介護保険施設等人材育成支援事業委託契約を締結する。

（４）委託事業の実施

受託者は、委託契約に基づき、誠実に事業実施する。

（５）事業完了と精算

事業完了後（育成期間６か月終了後）、受託者は、契約に基づき実績報告を行うこと。報告内容と経費を精査したうえで、事業予算の範囲内で委託料を決定する。完了検査後に請求書を提出し、委託料を支払う。

（６）雇用者の退職報告

当事業で育成した雇用者が雇用開始日から５年以内に退職した場合は、退職した月の翌月の末日までに介護保険施設等人材育成支援事業雇用者退職報告書（様式第９号）により市に報告する。

12. 様式及び提出時期

委託業務に関する書類の様式及び提出時期は、次のとおりとする。

（１）書類の様式

様式第１号　介護保険施設等人材育成支援事業受託申請書
様式第２号　介護保険施設等人材育成支援事業決定通知書
様式第３号　介護保険施設等人材育成支援事業実施計画書
様式第４号　介護保険施設等人材育成支援事業委託料前金払請求書
様式第５号　介護保険施設等人材育成支援事業委託料請求書
様式第６号　介護保険施設等人材育成支援事業実績報告書
様式第７号　介護保険施設等人材育成支援事業給与等支払額調書
（様式第７号）個票
様式第８号　育成指導月別実績
様式第９号　介護保険施設等人材育成支援事業雇用者退職報告書

（２）書類の提出時期等

受託者は、次の書類を１部作成の上、委託者へ提出するものとする。

①受託申請の際提出するもの
様式第１号　介護保険施設等人材育成支援事業受託申請書

②雇用決定後、速やかに提出するもの
様式第３号　介護保険施設等人材育成支援事業実施計画書
・雇用契約書写し
・求人票及び紹介状写し
・履歴書写し
・消費税課税又は免税事業者届出書

③前金払いを受けようとする場合提出するもの
様式第４号　介護保険施設等人材育成支援事業委託料前金払請求書

④事業完了後、速やかに提出するもの
様式第６号　介護保険施設等人材育成支援事業実績報告書
様式第７号　介護保険施設等人材育成支援事業給与等支払額調書
（様式第７号）個票
様式第８号　育成指導月別実績
※様式第８号は、育成指導【任意】を実施した場合のみ提出する。
※その他事業実績書提出の際、添付を求める挙証書類
・勤務実績のわかる書類（出勤簿等）写し（育成指導者分も含む。）

・給与、諸手当、社会保険料等の支払いがわかる書類（賃金台帳等）写し

・介護職員初任者研修受講料領収書の写し

・介護職員初任者研修修了を証明する書類（修了証等）の写し

⑤事業完了が認められた後（変更契約書を締結した後)、提出するもの

様式第５号　介護保険施設等人材育成支援事業委託料請求書

⑥当事業で育成した雇用者が雇用開始日から５年以内に退職した場合に、退職した月の翌月の末日までに提出するもの

様式第９号　様式第９号　介護保険施設等人材育成支援事業雇用者退職報告書

（３）その他

委託者は、受託者に対し、委託者が必要と認める関係書類の提出を随時求めることができるものとし、その求めがあった場合、受託者は速やかに対処するものとする。

【別表】委託料算定基準（新規雇用者１人当たり）

項目		金額（円）	内訳	備考
人件費	給与	612,000	153,000 円／月×2／3×６カ月	
	各種手当	192,000	32,000 円／月×６カ月	
	社会保険料	162,000	27,000 円／月×６カ月	
介護職員初任者研修受講費用		162,520	162,520 円	
育成指導費（任意）		300,000	50,000 円／月×６カ月	

※事業完了後、実績報告の内容により、実際に要した経費を精査したうえ委託料は決定する。

※１人当たりの人件費の総額は、上記委託料算定基準の給与、各種手当、社会保険料の合計額を上限とする。

※本事業と同一事由・理由により支給要件を満たすことになる国・県等から他の助成金の交付を受けている場合は、上記委託料算定基準の金額から除くこととする。